

消 防 応 第 1 7 6 号
平成19年12月25日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部
応 急 対 策 室 長

平成20年度における緊急消防援助隊の登録事務について(通知)

緊急消防援助隊に係る体制の整備及び運用について、日頃からご尽力を賜り感謝申し上げます。

緊急消防援助隊は、消防組織法第45条第4項に基づき登録を行うこととしています。登録部隊の規模については、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について」(平成18年2月6日付消防応第12号)で通知したとおり、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(以下「基本計画」という。)を変更し、平成20年度までにおおむね4,000隊としているところです。

これに伴い、平成20年4月1日現在の登録事務の取扱いについては、下記の考え方に基づき所要の手続きを進めることとしますので、貴職におかれては、下記事項に十分に留意されるとともに、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。以下同じ。)にも周知をお願いします。

記

1 登録隊数の考え方及び登録目標数の設定

登録を行うに当たっては、緊急消防援助隊に関する政令第2条の規定に基づき、申請に係る人員及び施設が基本計画に適合するかを審査するものとする。

登録する部隊の規模については、登録の計画的推進、各都道府県内及び各消防本部の現有消防力等を勘案して、別記1「緊急消防援助隊登録隊数の考え方」に基づいて、別表のとおり平成20年度における部隊種別ごとの各都道府県の登録目標数を設けることとする。

2 平成20年度における緊急消防援助隊の登録

(1) 登録の考え方

平成20年度登録目標数の達成に向けて登録を進めることとする。

ただし、各都道府県における部隊種別ごとの平成20年4月1日現在の登録隊数が登録目標数を上回る場合、新規登録の審査に当たっては、消防庁において、当該都道府県内における各消防本部の現有消防力に対する登録隊の比率等を考慮して登録の可否を決定することとする。

(2) 登録申請の手続き

- ① 手続き要領 別添「平成20年度緊急消防援助隊の登録（抹消）申請手続き等について」による。
- ② 提出期限 平成20年2月1日（金）まで。

(3) 都道府県の役割

都道府県は、管内市町村の登録申請の取りまとめにあたり、都道府県登録目標数に対する登録状況、各消防本部の現有消防力に対する登録隊の比率等を考慮し、著しい不均衡が生じないように努めることとする。

担当：消防庁国民保護・防災部 応急対策室広域応援係 門倉、結城、藤友 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 m.fujitomo@soumu.go.jp
